

地域医療連携推進法人の認定に関する指導要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、医療法第70条第1項に定める認定（以下「地域医療連携推進法人の認定」という。）を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が、当該認定の申請に先立って行う協議（以下「事前協議」という。）に関し必要な事項を定め、もって埼玉県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）における医療提供体制の整備を推進することを目的とする。

(申請者の責務)

第2条 申請者は、地域医療構想調整会議（医療法第30条の14に定める協議の場のことをいう。）における協議との整合性に配慮し、区域（同法第30条の4第2項第7号により定める区域のことをいう。）における医療提供体制の整備が推進されるよう協力するとともに、この要綱に定める手続を遵守するものとする。

(事前協議書の提出)

第3条 申請者は、事前協議をしようとするときは、別紙様式の事前協議書を保健医療部長に提出しなければならない。

(事前協議申出書の審査)

第4条 保健医療部長は、医療法第70条の3第1項各号及び第70条の4各項の規定に基づき、事前協議書を審査し、その内容を承認するか否かを決定する。

2 保健医療部長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに申請者にその結果を通知する。

(地域医療連携推進法人の認定申請)

第5条 申請者は前条第2項の承認の通知を受けたときは、保健医療部長の指定する期間内に地域医療連携推進法人の認定の申請を行うものとする。

(承認の取り消し)

第6条 保健医療部長は、第3条の規定により提出された事前協議書の内容が事実と相違することが判明した場合には、第4条第2項の承認を取り消すことができる。

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は平成30年3月30日から施行する。